

税金
トレンド!

税金の「今」
がわかる!

ZEIKIN
TREND

インボイス制度は令和5年10月から
準備はお早めに!

インボイス制度をもっと知ろう (実務編)

令和5年10月1日から始まるインボイス制度。インボイス発行事業者(以下「適格請求書発行事業者」という。)の登録を受けようとする事業者は、納税地を所轄する税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出する必要があることを11月号でお伝えいたしました。

今回は、登録申請を行った後のことをご説明します。



1 適格請求書発行事業者の登録制度

① 適格請求書発行事業者の審査・公表

「適格請求書発行事業者の登録申請書」の提出を受けた税務署長は、登録拒否要件※に該当しない場合には、適格請求書発行事業者登録簿に登録を行い、登録を受けた事業者に対して、その旨を通知することとなっています。

※登録を受けようとする事業者が、消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたなどの場合には、税務署長は登録を拒否することができます。

② 登録番号

- (1) 法人番号を有する課税事業者 T + 法人番号 (13桁)
- (2) その他の課税事業者 (個人事業者、人格のない社団等) T + 13桁の数字 (注) マイナンバーではありません。

③ 適格請求書発行事業者の情報

税務署長は、適格請求書発行事業者登録簿に掲載された事項を国税庁ホームページ「適格請求書発行事業者公表サイト」において、すみやかに公表することとなっています。サイトの運用は令和3年11月から始まっており、登録番号を入力して登録事業者を検索することができます。

公表情報

- (1) 氏名又は名称
- (2) 法人 (人格のない社団は除く) の場合、本店又は主たる事務所の所在地
- (3) 登録番号
- (4) 登録年月日
- (5) 特定国外事業者以外の国外事業者については、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地
- (6) 登録取消年月日、登録失効年月日

本人の申し出に基づき追加で公表できる事項

次の①、②の事項について公表することを希望する場合には、必要事項を記載した「適格請求書発行事業者の公表事項の公表 (変更) 申出書」を提出します。

- ① 個人事業者の「主たる屋号」、「主たる事務所の所在地等」
- ② 人格のない社団等の「本店又は主たる事務所の所在地」

【参考】 適格請求書発行事業者公表サイト
<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/>

2 インボイス(適格請求書)の作成

① インボイスには登録番号等の記載が必要

インボイスには、区分記載請求書等保存方式における請求書等の記載事項に加え、登録番号等が記載されていることが必要です。登録番号を記載しないで作成した請求書等は、令和元年10月1日から実施された軽減税率制度における区分記載請求書等として扱われます。

② 名称・氏名・屋号の記載

インボイスに記載する名称については、例えば電話番号を記載するなどして、インボイスを交付する事業者を特定できる場合は、屋号や省略した名称などの記載でも差し支えありません。

③ インボイスに記載する消費税等の端数処理

一つのインボイスに記載されている個々の商品ごとに消費税等を計算して1円未満の端数処理を行い、その合計額を消費税額として記載することは認められません。したがって、一つのインボイスにつき、税率ごとに1回の端数処理を行う必要があります。なお、切上げ、切捨て、四捨五入などの端数処理方法は任意です。

一定期間の取引をまとめた
インボイスを交付する場合
の記載例



請求書		
(株)〇〇御中		XX年11月1日
10月分(10/1~10/31)	100,000円(税込)	
日付	品名	金額
10/1	小麦粉 ※	5,000円
10/1	牛肉 ※	8,000円
10/2	キッチンペーパー	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	100,000円(消費税 8,416円)	
10%対象	60,000円(消費税 5,454円)	
8%対象	40,000円(消費税 2,962円)	

※印は軽減税率対象商品

△△商事(株)
登録番号 T1234567890123

消費税額等の端数処理は、
適格請求書単位で、
税率ごとに1回行います。

10%対象:
 $60,000円 \times 10 / 110 \div 5,454円$

8%対象:
 $40,000円 \times 8 / 108 \div 2,962円$

(注) 商品ごとの端数処理は認められません。

3 交付を受けたインボイス

① 交付を受けたインボイスに誤りがあった場合

交付を受けたインボイスの記載事項に誤りがあったときは、適格請求書発行事業者に対して、修正したインボイスの発行を求め、その修正されたインボイスを受領して保存する必要があります。自ら追記や修正を行うことができない点に注意が必要です。

請求書
誤記載



② 口座振替による支払の場合

契約書に基づき代金決済が行われる場合は、取引の都度、請求書や領収書が交付されないことがあります。しかし、消費税の仕入税額控除を受けるためには、原則としてインボイスの保存が必要です。

インボイスは一定期間の取引をまとめて交付することも可能ですので、適格請求書発行事業者である相手方から一定期間の取引について記載があるインボイスの交付を受け、それを保存しても構いません。あるいは、インボイスに必要な記載事項(課税資産の譲渡等の年月日以外)が記載された契約書と口座振替が行われた通帳(課税資産の譲渡等の年月日が分かるもの)を併せて保存することでも仕入税額控除の要件を満たすこととなります。